

記入例

一般・産業廃棄物搬入許可申請書（新規・**継続**）

〇〇年〇〇月〇〇日

福知山市長 様

（申請者）

事業所住所 〒620-0000
福知山市三和町〇〇〇〇番地フリガナ フクチャマカブシキガイシャ シャインリョウ
事業所名 福知山株式会社 社員寮フリガナ フクチ タロウ
代表者名 福知 太郎

施設管理業者名（※事業所代表者と異なる場合に記入 例：アパートの管理業者）

福知山株式会社

施設管理業者住所（※事業所住所と異なる場合に記入）

〒620-0000
福知山市字牧〇〇番地

市から事業主宛に文書を送付することがあるため、事業所住所と異なる場合に記入してください。
（市内複数か所のアパートやコンビニエンスストア等の管理事業主を想定）

電話番号 0773-00-0000

メールアドレス 0773-00-0000

業 種（※日本標準産業分類の大分類に沿って記入）

不動産業

【別紙】業種一覧表を参照してください。

常用従業員数 20名

新規の場合は記入不要です。

搬入証番号 第 123456 号

【搬入許可申請の誓約】

- ☒ 当事業所の事務所等から排出される一般・産業廃棄物を、市の規定に従い許可条件を厳守し、責任を持って搬入しますので、福知山市にて処分していただきますよう申請します。

誓約事項を確認し、チェック欄を記入してください

- 毎月25日を申請期限とし、翌月1日に搬入証及び搬入カードを交付します。
- 搬入証交付日から1か月以上受け取りに来られない場合は、許可を取り消します。

搬入する予定の廃棄物の番号に○と、年間の搬入予定量を記入してください

●事業所の事務所等から排出する廃棄物の種類及び量

	業種	区分	種類	内容	搬入予定量 (年間見込)
1	全ての業種	燃やさないごみ	ガラス・陶磁器くず	ガラス破片・ガラス繊維・食器・びん	t
2			廃プラスチック類	塩ビ・バンパー・ビニール類等全てのプラスチック製品	2 t
3			小型家電	小型家電28品目	0.5 t
4			金属くず	鉄くず・トタン・スチール製品・非鉄金属類	t
5		資源ごみ (汚れていないものに限る)	容器包装プラスチック類	プラのリサイクルマーク表示のあるもの	0.5 t
6			発泡スチロール	発泡スチロール	t
7			ペットボトル	ペットボトルのリサイクルマーク表示のあるもの	0.5 t
8			透明びん	透明なびん	0.5 t
9			茶色びん	茶色のびん	t
10			その他びん	透明・茶色以外のびん、何色が判別が難しいびん	t
11			空き缶	ジュース、魚缶、菓子缶、果物缶 など	0.5 t
12			スプレー缶等	制汗スプレー、携帯用ガスボンベ など	0.5 t
13		特定の業種	ゴムくず	天然ゴム	t
14	紙くず		建設業・製本業・印刷加工業・新聞業等から出るもの	t	
15	木くず		建設業・家具製造業・パルプ製造業等から出るもの 貨物の流通のために使用したパレットから出る木くず	t	
16	繊維くず		建設業・繊維工業等から出る動植物性のもの	t	
17	動植物性残渣		食料品製造業・飼料製造業・医薬品製造業等	t	
18	動物の死体 動物のふん尿 動物系固形不要物		酪農業・畜産業等から出るもの	t	
			種類	内容	搬入予定量 (年間見込)
19	一般廃棄物		上記以外の可燃ごみ (生ごみ・事務用雑ごみ・机・椅子等)	2 t	

- ★ 福知山市以外で発生した廃棄物は搬入できません。
- ★ 汚れているものは資源ごみとして搬入できません。
- ★ 種類ごとに分別し搬入してください。分別不良の場合は搬入できません。
- ★ 工事現場から排出される廃棄物の搬入には、『産業廃棄物の搬入許可申請書』が必要です。
(工事現場から排出される不燃系産業廃棄物は搬入できません。)

●廃棄物の搬入方法（下記より選択し記入してください。）

(1) 自社搬入します・・・①

(2) 自社搬入し、一部収集運搬業者に委託します・・・①②

(3) 全て収集運搬業者に委託します・・・②

①以下の枚数の搬入カード貸与を申請します。

申請枚数 1 枚

必要枚数(1～2枚程度)を記入してください。

【搬入カード貸与に係る誓約】

☒ 搬入車両に変更が生じた場合は、直ちに変更の申請を行うとともに、変更により不要となる搬入カードを返却します。

☒ 本申請により貸与を受ける搬入カードを紛失（破損）した場合は直ちに届け出ます。

誓約事項を確認し、チェック欄を記入してください。

②下記の収集運搬業者へ廃棄物の搬入を委託します。

委託業者：夜久野株式会社

住 所：福知山市大江町〇〇〇〇番地

許可番号： 産業廃棄物 第 〇〇〇〇〇〇 号

一般廃棄物 第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号

電話番号： 0773-〇〇-〇〇〇〇

【別紙】 業種一覧表

業種は日本標準産業分類の大分類に沿って記入してください。（中分類を参考に該当業種を選択）

大分類	中分類
農業、林業	農業
	林業
漁業	漁業
	水産養殖業
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業
建設業	総合工事業
	職別工事業
	設備工事業
製造業	食料品製造業
	飲料・たばこ・飼料製造業
	繊維工業
	木材・木製品製造業
	家具・装備品製造業
	パルプ・紙・紙加工品製造業
	印刷・関連連業
	化学工業
	石油製品・石炭製品製造業
	プラスチック製品製造業
	ゴム製品製造業
	なめし革・同製品・毛皮製造業
	窯業・土石製品製造業
	鉄鋼業
	非鉄金属製造業
	金属製品製造業
	はん用機械器具製造業
	生産用機械器具製造業
	業務用機械器具製造業
	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	電気機械器具製造業
	情報通信機械器具製造業
	輸送用機械器具製造業
	その他の製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業
	ガス業
	熱供給業
	水道業
情報通信業	通信業
	放送業
	情報サービス業
	インターネット附随サービス業
	映像・音声・文字情報制作業
運輸業、郵便業	鉄道業
	道路旅客運送業
	道路貨物運送業
	水運業
	航空運輸業
	倉庫業
	運輸に附帯するサービス業
	郵便業（信書便事業を含む）

大分類	中分類
卸売業、小売業	各種商品卸売業
	繊維・衣服等卸売業
	飲食料品卸売業
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	機械器具卸売業
	その他の卸売業
	各種商品小売業
	織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業
	機械器具小売業
金融業、保険業	銀行業
	協同組織金融業
	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	金融商品取引業、商品先物取引業
	補助的金融業等
	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
不動産業、物品賃貸業	不動産取引業
	不動産賃貸業・管理業
	物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関
	専門サービス業（他に分類されないもの）
	広告業
宿泊業、飲食サービス業	技術サービス業（他に分類されないもの）
	宿泊業
	飲食店
生活関連サービス業、娯楽業	持ち帰り・配達飲食サービス業
	洗濯・理容・美容・浴場業
	その他の生活関連サービス業
教育、学習支援業	娯楽業
	学校教育
医療、福祉	その他の教育、学習支援業
	医療業
	保健衛生
複合サービス事業	社会保険・社会福祉・介護事業
	郵便局
サービス業（他に分類されないもの）	協同組合（他に分類されないもの）
	廃棄物処理業
	自動車整備業
	機械等修理業
	職業紹介・労働者派遣業
	その他の事業サービス業
	政治・経済・文化団体
	宗教
	その他のサービス業
公務（他に分類されるものを除く）	外国公務
	国家公務
分類不能の産業	地方公務
	分類不能の産業